

慶應義塾大学・濱岡豊研究室／原子力市民委員会共催
ICRP勧告について学び検討する連続ウェビナー 第2回

「福島原発事故の経験から見た
ICRP Publication 146の問題点」
(2023.08.24 16:00-17:00)

柿原 泰 (NPO市民科学研究室・低線量被曝研究会／東京海洋大学)

本日のウェビナーの趣旨、背景、ねらい

ICRP Publ. 146「大規模原子力事故における人と環境の放射線防護」

- NPO法人 市民科学研究室・低線量被曝研究会の取り組み

ICRP Publ. 146の草案へのパブリックコメントから刊行後の委員を招いての討論会、連続シンポジウム等の一連の活動の紹介を通じて、ICRP Publ. 146について、とくに福島原発事故の経験に照らして、その問題点を指摘する。

- 市民的観点から放射線防護のあり方を改めるために

科研費・基盤研究B「放射線防護体系に関する科学史・科学論的研究から市民的観点による再構築へ」（代表：柿原泰）の助成を受けた研究活動として

「今日の放射線被曝防護の基準とは、核・原子力開発のためにヒバクを強制する側が、それを強制される側に、ヒバクがやむをえないもので、我慢して受忍すべきものと思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える行政的手段なのである」

（中川保雄『放射線被曝の歴史』1991年）

市民研・低線量被曝研究会のこの間の一連の取り組みから

- 2019年6月～ ICRP改訂草案、パブコメ受付

<https://www.icrp.org/consultation.asp?id=D57C344D-A250-49AE-957A-AA7EFB6BA164>

市民団体*による記者会見（受付期間の延長、日本語での受付を求める）、草案の日本語訳（暫定版）作成、学習会など

https://www.shiminkagaku.org/icrpdraft_20190902/

<https://www.ourplanet-tv.org/39755/> など

- パブコメ300以上 すべての日本語訳作成

https://www.shiminkagaku.org/icrpdraft_publiccomment2019_translation/

（論点整理、分析）

例：2020年9月 シンポジウム「放射線防護とは何か
――ICRP勧告の歴史と福島原発事故の教訓」（『科学史研究』
298号に掲載）

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jhsj/60/298/60_150/article/-char/ja

- ICRP Publ. 146刊行（2020年12月）

<https://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%20146>

- 2021年2月 作成にあたった委員（甲斐倫明さん、本間俊充さん）を招いての討論会

https://www.shiminkagaku.org/icrppublicationsevent_20210220/

討論会報告書

https://www.shiminkagaku.org/icrpeventreport_20211006/

- 2022年3月～11月 連続シンポジウム「福島原発事故の経験から放射線防護のあり方を改める」（4回）

https://www.shiminkagaku.org/csijssymposium_icrp_202211/

第1回 帰還困難区域からの避難者の経験から見る
（菅野みずえさん）

第2回 区域外からの避難者の経験から見る（森松明
希子さん、鴨下祐也さん）

第3回 ICRP Publ. 146の問題点（濱岡豊さん）

第4回 市民のための放射線防護指針の作成について
（上田昌文さん）

* 原子力市民委員会、原子力資料情報室、国際環境NGOグリーンピース・ジャパン、国際環境NGO FoEジャパン、高木学校、「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク、放射線被ばくを学習する会、市民科学研究室・低線量被曝研究会

ICRP Publ. 146の特徴

- ICRPの防護の3原則（正当化、最適化、線量限度）
- ICRPの勧告（2007年勧告やPubl. 146）
被ばくの状態による（**緊急時**、**現存**、**計画**）
参考レベル ← 線量限度は、平常時（計画被ばく状況）にのみ適用
- 事故 初期・中期・長期に分ける
- ステークホルダーの参画の必要性
- 共同専門知 専門家との協力
- 防護における倫理

市民研2022年の連続シンポジウム 趣旨

＜放射線防護＞のあり方を市民的観点から見直し、改めるには

- ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告（2007年勧告やPubl. 146）
の問題点 —— **とくに、東電福島原発事故の経験をふまえて**
- 日本政府の施策・法令の問題点（ICRP Pub. 146の取り入れを含め）
放射線審議会「放射線防護の基本的考え方の整理」（2018年）の改訂
- 今後、ICRPの基本勧告改訂の動き

← それらに対し、どのように取り組み、変えていくことができるか

これまでの放射線防護の問題点

ICRP勧告 どのように機能してきたのか？ 何のため、誰のためになっているのか？

原発事故（チェルノブイリ、福島）後、
事故後の状況をきちんと踏まえられているのか？

パブリック・コメントは受け付けているが、それが活かされているのか？ ステークホルダーの関与というが、誰の声を聴いているのか？

日本政府は、ICRP勧告の何を取り入れ、取り入れていないのか？

放射線防護のあり方（基準や施策など）をどのように定めるべきか（決定プロセス、責任の問題、利害関係など）？

市民研・2022年連続シンポジウム

「福島原発事故の経験から放射線防護のあり方を改める」

第1回 帰還困難区域からの避難者の経験から見る（菅野みずえさん）

第2回 区域外からの避難者の経験から見る（森松明希子さん、鴨下祐也さん）

第3回 ICRP Publ. 146の問題点（濱岡豊さん）

第4回 市民のための放射線防護指針の作成について（上田昌文さん）

第4回シンポジウム（2022.11.21）上田昌文さんのプレゼンから

市民のための放射線防護の基本指針の作成に向けて

I 放射線防護に関連する対応行動の主なカテゴリー

- A 現行法令
- B 緊急時対策体系
- C 行政の役割分担／原子力事業者の役割
- D 専門家・助言機関の関与
- E 市民の自主活動
- F 汚染状況の把握（大気、水、食品、土壌……）
- G 被曝状況の把握（環境モニタリング、個人線量……）
- H 被曝量の管理（制限の設定と諸対策の運用）と健康対策
- I （緊急対応が不可避な）ヨウ素被曝・甲状腺問題
- J 避難・帰還、自主避難
- K コミュニティの存続
- L 基本的人権の尊重
- M 合意形成、意思決定（ステークホルダー関与）
- N 補償・賠償、責任追及

▶現時点で仮に作ってみたものは……

第4回シンポジウム（2022.11.21）上田昌文さんのプレゼンから

I 放射線防護に関連する対応行動の主なカテゴリー	(Iのサブカテゴリー)	II 福島原発事故にみる主だった不作為・不全・失敗	III a 事故前のICRP勧告に示された主要な対策内容	III b ICRP146に示された主要な対策内容	IV IIをIIIに照らしてみること得られる、あるべき放射線防護の基本要件のヒント
A 現行法令					
	原子炉等規制法	周辺監視区域に関する告示で年間1mSv			
	放射線障害防止法	「公衆の追加被曝限度は年間1mSv」の基準の放棄・空洞化	Pub.60, Pub109		正当な理由なく放棄することは法律違反
	原子力災害対策特別措置法				
	原子力災害対策指針(事故後に改訂)				
	放射性物質汚染対処特別措置法(特措法)	8000Bq/kg以下の廃棄物の汚染拡散問題、「放射能のゴミ」の保管場所問題			
	原賠法(事故後に指針策定、実施)	事故の責任検証の支障のひとつとなること			
		原賠審でカバーされない損害が多々あること			
	原発ADR制度	和解案の打ち切りがなされる事例が多いこと			
	食品衛生法	緊急時の暫定規制値の大きさ			
		2年目以降の規制値の長過ぎる適用			
	労働安全衛生法	緊急時の250mSv引き上げ			
B 緊急時対策体系					
	原子力防災計画(各自治体)	その実効性の検証はなされないままだった			防災計画の実効性を検証した上で、改訂
		国や県から適切なタイミングで必要な情報が出なかった(事故発生も知らされなかったという現実)			
		(震災により)交通が寸断され、避難行動に支障を来した			
		長期にわたり避難者をサポートする仕組みがないままである			
	緊急時操作マニュアル	東電の不作為(遵守しなかったこと、違反)			
	緊急時スクリーニング	文科省の不作為(遵守しなかったこと、違反):緊急時モニタリングの中断('11.3/14~3/17)、スクリーニングレベルの引き上げ(10万cpm)			

これを埋めていく作業をとおして、議論を重ね、共通の見解を築いていく
 ただ、こうしたカテゴリーとそれに応じた問題点は、むしろ、相互にいろいろな関係性を持っていて、並列できるものではない。ある種の構造化が必要。
 そのために、「前提となる事柄」を考えてみる。

継続的な取り組みを

問題点の把握・指摘 → 改めていく

付属書B：福島原発事故の記述について「みんなで添削 ICRP Publ. 146」の
記入を

(2019年パブコメ 反映された？

それぞれの経験から見て

原子力市民委員会「原発ゼロ社会への道」など各種報告書や諸研究も参照
して)

ICRPの基本勧告改訂の動向や日本政府の防護方針に対するウォッチ

市民のための放射線防護の基本指針を作っていく